

ケアステーションまほろば 松山 居宅介護 料金表

令和 6年 4月 1日改訂 (基本報酬)
(単位)

居宅における 身体介護	30分未満	256
	30分以上 1 時間未満	404
	1 時間以上 1 時間30分未満	587
	1 時間30分以上 2 時間未満	669
通院等介助 (身体介護を伴 う場合)	2 時間以上 2 時間30分未満	754
	2 時間30分以上 3 時間未満	837
	3 時間以上	
921単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算		

家事援助	30分未満	106
	30分以上45分未満	153
	45分以上 1 時間未満	197
	1 時間以上 1 時間15分未満	239
	1 時間15分以上 1 時間30分未満	275
	1 時間30分以上	
311単位に所要時間1.5時間から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算		

通院等介助 (身体介護を伴 わない場合)	30分未満	106
	30分以上 1 時間未満	197
	1 時間以上 1 時間30分未満	275
	1 時間30分以上	
345単位に所要時間1.5時間から計算して所要時間30分を増すごとに69単位を加算		

令和 6年 6月 1日改訂 (加算)

初回加算	1 月につき200単位を加算
------	----------------

利用者負担上限額管理加算	1 回につき150単位を加算
--------------	----------------

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	1 月につき + 所定単位×402/1,000
----------------	-------------------------

基礎研修課程修了者等により行われる場合、重度訪問介護研修修了者による場合は告示通り減算	
---	--

2 人の居宅介護従業者による場合	×200/100
------------------	----------

夜間 (午後6時から午後10時) もしくは早朝 (午前6時から午前8時) の場合	+25/100
深夜 (午後10時から翌朝6時) の場合	+50/100

1単位は地域区分により10円から11.20円 (令和 3年以降)	
----------------------------------	--

喀痰吸引等支援体制加算	1日につき100単位
-------------	------------

※障害福祉サービスの自己負担は、月ごとの利用者負担に上限があり、所得に応じて4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。